

矢作川総合第二期地区
水環境等広報企画検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営矢作川総合第二期土地改良事業の実施に当たり、受益農家や地域住民に本地区の重要性について理解を深めてもらうため、より効果的な広報手法を模索すべく、本地区における広報の新しい視点の検討や、新しい視点を取り入れた広報内容の検討を行うものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務の対象となる位置は、愛知県岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市及び額田郡幸田町地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地の立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条	本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果物のミス、不備等	
(一般事項) 第1-6条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	
(管理技術者) 第1-7条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。	

項 目	内 容	備考																						
	<table border="1"> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> <tr> <td rowspan="10">技術士</td><td rowspan="5">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業－農村地域計画</td></tr> <tr> <td>農業－農村環境</td></tr> <tr> <td>農業－農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td rowspan="5">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農村地域計画</td></tr> <tr> <td>農村環境</td></tr> <tr> <td>農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	農業－農村地域計画	農業－農村環境	農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木	農業農村工学	農村地域計画	農村環境	農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																						
技術士	総合技術監理	農業－農業土木																						
		農業－農業農村工学																						
		農業－農村地域計画																						
		農業－農村環境																						
		農業－農村地域・資源計画																						
	農業	農業土木																						
		農業農村工学																						
		農村地域計画																						
		農村環境																						
		農村地域・資源計画																						
博士	農学																							
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木																							
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																							
(技術者情報の登録) 第 1－9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																							
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																							
第 2 章 作業条件 (参考図書) 第 2－1 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるものとする。																							
(貸与資料等) 第 2－2 条	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> <tr> <td rowspan="4">現況資料</td><td>矢作川総合事業誌</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>矢作川第二事業誌</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>新矢作川用水事業誌</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書</td><td>1 式</td></tr> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況資料	矢作川総合事業誌	1 式	矢作川第二事業誌	1 式	新矢作川用水事業誌	1 式	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書	1 式											
分 類	貸 与 資 料	数 量																						
現況資料	矢作川総合事業誌	1 式																						
	矢作川第二事業誌	1 式																						
	新矢作川用水事業誌	1 式																						
	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書	1 式																						

項 目	内 容			備考												
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2－3条	業務報告書	令和6年度 矢作川総合第二期地区 変更事業計画書作成業務	1式													
		令和7年度 矢作川総合第二期地区 計画変更資料編纂ほか業務	1式													
	その他	明治用水のうえを走る・水を見る － 親水施設・緑道等の紹介 －	1式													
		その他必要資料	1式													
第3章 設計作業 (作業項目及び数量) 第3－1条	第2－1条及び2－2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 適用図書、参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 適用図書及び参考書等は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。															
	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙1 作業項目内訳表に示すとおりである。															
	<作業項目表> <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>・ 資料収集等</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>・ 広報内容の検討</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>・ 点検とりまとめ</td><td>1式</td><td></td></tr></table>				作 業 項 目	数量	備 考	・ 資料収集等	1式		・ 広報内容の検討	1式		・ 点検とりまとめ	1式	
	作 業 項 目	数量	備 考													
・ 資料収集等	1式															
・ 広報内容の検討	1式															
・ 点検とりまとめ	1式															
(設計作業の留意点) 第3－2条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 1 本業務の成果品（案）については、令和9年1月末までに事前提出し、監督職員の確認を受けるものとする。 2 共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 3 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。 4 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 (1) 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 (2) 新技術情報システム（NETIS）については、															

項 目	内 容	備考
第4章 打合せ等 (打合せ) 第4-1条	http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また初回及び最終回の打合せについては管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（広報内容の検討段階） 最終回 成果品とりまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	本業務は、電子納品対象業務とする。 成果物は、共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。	
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所	
第6章 技術提案の履行 (技術提案の履行) 第6-1条	技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 1 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。 2 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及	

項 目	内 容	備考
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条 (業務スライドの 試行) 第7-2条	び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 1 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 3 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 4 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 5 履行期間の変更が生じた場合。 6 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 7 その他。 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開	

項 目	内 容	備考
第 8 章 定めなき事 項 (定めなき事項) 第 8－1 条	始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 資料収集等			
(1) 資料収集等	検討に必要な水環境施設や土地改良区の広報活動などに係る資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	1 式	
(2) 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
(3) 本地域における多面的機能の整理	本地域において発揮されている多面的機能について、各地域（北部地域、明治地域、矢作川第二地域、南部地域）の具体的な箇所を特定し、その内容を整理する。	1 式	
2. 広報内容の検討			
(1) 広報内容の検討	1（3）で整理した内容を基に、親水施設や緑道等、地域環境との関わりを通じて本地区全体の重要性を発信するポスター（2案）とパンフレット案を検討する。	1 式	
(2) 更なる広報に向けた検討	1（3）で整理した水環境施設や多面的機能等について、今後更なる魅力の発信につながる企画（スケジュールを含む。）を各地域につき2案検討・立案する。	1 式	
3. 点検とりまとめ	成果物の点検とりまとめ及び成果物の作成を行う。	1 式	